

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1		8	基準以上の広さを確保し、開放的な空間で、部屋数も多く、明るい照明で適しております。児童が集中する時間帯ではスペースが狭くなることのあるので、机を移動して活動スペースを確保しております。	
	2		8	法令で定められた適切な人員を配置し、情緒面・学習面などを考慮し、利用児童に合わせた支援をおこなっております。	
	3		8	生活空間は、児童にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	
	4		8	生活空間は、清潔で心地よく過ごせる環境になっている。また、児童達の活動に合わせた空間となっている	
	5		8	必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている	
業務改善	6		8	月に1回フレクシオン会議をおこない、見直し、反省、今後の目標等を設定・周知しております。シフト制のため、会議当日には参加できない職員もおりますが、参加できなかった職員には後日情報共有をおこなっております。	
	7		8	保護者様向け評価表を活用するなどによりアンケート調査を実施して保護者様の意向等を把握し、業務改善につなげている	
	8		8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげている	
	9		8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10		8	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されている	
適切な支援の提供	11		8	適切に支援プログラムが作成、公表されている	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12		8	個々の児童に対してアセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	利用開始前のみならず、定期的アセスメントを適切におこない、課題を把握したうえで、保護者様のニーズや児童の状況等を分析し、支援計画に反映するよう努めております。
	13		8	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、児童の支援に関わる職員が共通理解の下で、児童の最善の利益を考慮した検討が行われている	支援計画作成の際に、職員間で話し合いをおこない、情報共有をおこなうことで、児童に合った計画の立案ができるよう努めております。
	14		8	放課後等デイサービス計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われている	放課後等デイサービス計画をもとに各児童の療育プログラムを作成しております。日々のプログラムは職員間で情報共有を図りながら取り組んでおります。
	15		8	児童の適応行動の状況を標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認している	日々の児童の様子を記録として残すことで、過去の分も遡って振り返ることができる様にしております。
	16		8	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	ガイドラインの支援内容の項目から保護者様とのやり取りを通して得た現在の課題の整理をおこない、新たな課題に向けての具体的な支援計画を作成しております。
	17		8	活動プログラムの立案をチームで行っている	活動プログラムについては各職員のアイデアや意見を取り入れながら、季節や年齢に配慮した活動をおこなっております。
	18		8	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	職員間で連携を取りながら活動しており、対応する担当職員が状況に応じて集団活動など固定化しないよう工夫しております。
	19		8	児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成し、支援が行われている	個別活動と集団活動を、特性や発達段階・年齢、保護者様のニーズに応じて、計画的に組み込んでおります。
	20		8	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っている	送迎業務などもあり、支援開始前の全職員での打ち合わせは難しいこともありますが、必要に応じて打ち合わせをおこない、児童の様子や状況について話し合い、支援内容の打ち合わせと、支援の目的や注意事項の確認をおこなっております。
	21		8	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	勤務がシフト制のため、支援終了後の全職員での打ち合わせはおこなえておりませんが、次の支援開始前までは必ず打ち合わせをおこない、共通理解を図っております。
	22		8	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証改善につなげている	日々の療育内容や児童の様子は必ず記録しております。記録をもとに支援の改善を図ったり、職員間で情報交換をおこなっております。
	23		8	定期的モニタリングを行い放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っている	定期的（6ヶ月以内）に必ずモニタリングを実施し、現状の把握をおこない、支援計画を見直ししております。
	24		8	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせる支援を行っている	ガイドラインを確認しながら、児童一人ひとりに合った支援をおこなうことができるよう努めております
	関係機関や保護者様との連携	25		8	児童が自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定を促す力を育むための支援を行っている
26			8	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、その児童の状況をよく理解した者が参加している	担当者会議には、児童の状況を一番把握している児童発達支援管理責任者が参加しております。
27			8	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えている	関係機関と積極的に情報共有・相談をおこない、連携した支援がおこなえるよう努めております。
28			8	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っている	送迎の際や定期的な連絡の中で学校との情報共有ができるよう努めております。
29			8	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	利用開始前に児童の様子や特性を確認することで、情報共有ができるよう努めております。
30			8	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	現在該当する児童はいませんが、今後児童が移行する際には情報共有ができるようにしてまいります。
31			8	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けている	まだ地域の児童発達支援センターとの連携を図る機会を設けることはできておりません。
32			8	放課後児童クラブや児童館との交流など外部との活動する機会がある	保護者様の中にはプライバシーを尊重されたい方もおられますので、現在は実施できておりません。
33			8	（自立支援）協議会等へ積極的に参加している	現在は協議会等への参加はできておりません。
34			8	日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	児童の事業所での様子や療育内容は、日々の連絡ツールに記載しております。また、送迎時にはできるだけその日の児童の様子をお伝えするよう心掛けており、保護者様との共通理解に努めております。
35			8	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して関係支援プログラム（ペアレント・トレーニング）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っている	日々の連絡ツールや送迎の際、保護者様との会話の中で、児童の様子や、支援についてのアドバイス等をおこなっております。
36			8	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	契約の際に児童発達支援管理責任者が丁寧に説明をおこなうよう努めております。
37			8	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童や保護者様の意思の尊重、児童の最善の利益の優先を考慮の観点を確認する機会を設けている	放課後等デイサービス計画を作成する際には、保護者様との面談をおこない、保護者様のご意向・ニーズを確認するよう努めております。
38			8	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から放課後等デイサービス計画の同意を得ている	放課後等デイサービス計画について、保護者様に説明を行い内容をご確認いただくから同意をいただくよう努めております。
39			8	家族等からの子育ての悩み等に対しての相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っている	保護者様から子育てのお悩みや児童との関わり方についてのご相談を受けた際には、丁寧に助言、アドバイスをおこなっております。
保護者様への説明責任等	40		8	父母会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者様同士で交流する機会を設ける等の支援をしている。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしている	保護者様の中にはプライバシーを尊重されたい方もおられますので、現在は実施できておりません。
	41		8	児童や保護者様からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	保護者様からのご苦情や申し入れには迅速に対応できるよう努めております。ご意見は全職員で共通理解に努め、改善策を話し合い、保護者様や児童に安心してご利用いただける環境を目指しております。
	42		8	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	公式 Web サイトでは自己評価表を公開しており、同サイトのブログでは、定期的に当事業所の様子をお伝えしております。毎月発行の事業所だよりでは、職員間で内容を話し合い、充実した情報を保護者様にお届けしております。
	43		8	個人情報の取扱いに十分留意している	個人情報については鍵付きの書庫に保管して管理を行い、書類等を破棄する場合には、シュレッダーを使用する等、全職員が常に細心の注意を払っております。
	44		8	障がいのある児童や保護者様との配慮を施している	常に意思疎通には配慮し、契約時や日々の児童の様子についてもできるだけわかりやすい言葉を使用するよう心掛けております。主に連絡のやり取りには連絡ツールを使っておりますが、送迎時には直接保護者様とお話できるため、より詳しい内容をお伝えしております。
	45		8	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	今年度は地域住民をご招待する等の企画運営の機会はありませんでした。
	46		8	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防災マニュアル、感染対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	緊急時の各種対応マニュアルについては、事業所入り口の壁面に設置しております。いかなる状況でも対応できるようにきちんと計画を立て訓練をおこなうことで全職員が対応できるよう努めております。
	47		8	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	業務継続計画を作成しております。また、定期的な避難訓練や研修もおこなっております。
	48		8	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している	保護者様に十分に確認をおこない、緊急時には全職員が適切に対応ができるよう共通理解を図っております。
	49		8	食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている	アレルギーについては面談時に保護者様より詳細な情報をいただいております。いただいた情報は全職員で周知徹底し、また定期的な情報更新もおこなっております。
非常時等の対応	50		8	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じた中で安全管理が十分された中で支援が行われている	安全計画を全職員が確認し、日々の支援に取り組んでおります。また、定期的に研修や訓練を実施しております。
	51		8	児童の安全確保に関して、家族等との連携に基づいた取組内容について、家族等へ周知している	保護者様には緊急時の避難経路などについて書面での周知をおこなっております。
	52		8	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討している	ヒヤリハットは事後すぐに全職員で確認しております。その後、記録して定期的に事例を振り返り、対応について話し合うことで再発防止に努めております。
	53		8	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	虐待防止のため、定期的に職員間で話し合いの機会を設け、支援中にも声を掛け合い、全職員が協議して虐待防止に努めております。
	54		8	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、必要や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	利用契約書に身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するためややむを得ず身体拘束をおこなう場合はあらかじめ文書により保護者様の同意を得ております。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体でおこなった自己評価です。